

# 土壌環境基準及び土壌汚染対策法基準の見直し

- 「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」（諮問第362号）を受け、以下の表に示す物質について、土壌環境基準並びに土壌汚染対策法に定める特定有害物質及び土壌溶出量基準等の見直しに係る検討を進めている。
- 1,1-ジクロロエチレンは、平成26年に土壌環境基準及び土壌溶出量基準等の見直しを行った。また、クロロエチレンは土壌環境基準及び土壌溶出量基準等の追加、1,4-ジオキサン※は土壌環境基準の追加をそれぞれ平成28年に行い、平成29年4月1日に施行された。
- 1,2-ジクロロエチレンについては、平成30年に土壌環境基準及び土壌溶出量基準等の見直しを行い、平成31年4月1日に施行された。
- カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンについては、令和2年4月に「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」等を公布し、土壌環境基準及び土壌溶出量基準等の見直しを行った。施行は令和3年4月1日。

	水道水質基準 (mg/L以下)	水質環境基準 (mg/L以下)	地下水環境基準 (mg/L以下)	土壌環境基準 (mg/L以下)	土壌汚染対策法		
					土壌溶出量基準 (mg/L以下)	第二溶出量基準 (mg/L以下)	土壌含有量基準 (mg/kg以下)
1,1-ジクロロエチレン	0.02→0.1 (H21.4)	0.02→0.1 (H21.11)	0.02→0.1 (H21.11)	0.02→0.1 (H26.3)	0.02→0.1 (H26.8)	1 (H26.8)	—
1,4-ジオキサン	0.05 (H16.4)	0.05 (H21.11)	0.05 (H21.11)	0.05 (H29.4)	—※	—※	—
クロロエチレン	—	—	0.002 (H21.11)	0.002 (H29.4)	0.002 (H29.4)	0.02 (H29.4)	—
1,2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の合計)	0.04(シス体のみ) →0.04 (H21.4)	0.04(シス体のみ) (H5)	0.04(シス体のみ) →0.04 (H21.11)	0.04(シス体のみ) →0.04 (H31.4)	0.04(シス体のみ) →0.04 (H31.4)	0.4(シス体のみ) →0.4 (H31.4)	—
カドミウム及びその化合物	0.01→0.003 (H22.4)	0.01→0.003 (H23.10)	0.01→0.003 (H23.10)	0.01→0.003 (R3.4)	0.01→0.003 (R3.4)	0.3→0.09 (R3.4)	150→45 (R3.4)
トリクロロエチレン	0.03→0.01 (H23.4)	0.03→0.01 (H26.11)	0.03→0.01 (H26.11)	0.03→0.01 (R3.4)	0.03→0.01 (R3.4)	0.3→0.1 (R3.4)	—

施行済

4 令和3年  
施行年

\* 上表において、基準が改定されたものについては、改定前と改定後の変化（→）とその施行の時期について記載している。

※ 土壌ガス調査による検出が困難であるため、当面は土壌汚染対策法の特定有害物質には指定せず、調査方法について検討中。

# カドミウム・トリクロロエチレンの基準見直しに伴う経過措置

## 基本的な考え方

- ・今回の基準の見直しでは、基準が見直されたことをのみを理由に再調査や措置のやり直しを行う必要はない。
- ・施行日（令和3年4月1日）以降に調査契機が生じた場合は、見直し後の基準で評価を行う。
- ・施行日より前に調査契機が生じた場合は、見直し前の基準で評価を行う。

契機発生日が令和3年3月31日まで

見直し前の基準適用

契機発生日が令和3年4月1日以降

見直し後の基準適用

- 例）
- ・令和3年3月30日に調査契機が発生した場合  
→施行日後も調査、措置等が継続されるものの、見直し前の基準で評価を行う。
  - ・令和3年4月2日に調査契機が発生した場合  
→調査、措置等については、見直し後の基準で評価を行う。

## 具体的には・注意点

- ・調査等の契機の発生日が施行日以降の場合は、見直し後の基準が適用される。
- ・見直し前の基準に適合した土地であっても、基準見直し後に調査等の契機が生じた場合は、見直し後の基準に不適合となる場合がある。

カドミウム及びその化合物	過去の調査後汚染状態が変化しておらず、過去の調査結果が見直し前の基準に適合するものの見直し後の基準に適合しない場合、基準不適合となる（ <u>原則、過去の調査地点における土壌の再採取は不可</u> ）。
トリクロロエチレン	分解により汚染状態が変化する可能性があることから、過去の調査結果が見直し前の基準に適合するものの見直し後の基準に適合しない場合、新たな調査契機において必要な試料採取等を行い、汚染の状況の評価ができることとする。

# カドミウム・トリクロロエチレンの基準見直しに伴う経過措置

**施行日前（令和3年3月31日以前）に調査等の契機が生じた場合は、見直し前の基準で評価を行う。**  
**施行日後（令和3年4月1日以降）に調査等の契機が生じた場合は、見直し後の基準で評価を行う。**

契機の種類	施行日前か後かを判断するための基準とする日	根拠条項	施行日前 (令和3年3月31日以前)	施行日後 (令和3年4月1日以降)
調査	有害物質使用特定施設の廃止日（ただし書確認を受けた土地にあつては、当該確認が取り消された日）	法第3条第1項・第6項	見直し前の基準	見直し後の基準
	調査命令の発出日	法第3条第8項 法第4条第3項 法第5条第1項		
	【土地の形質の変更の届出と併せて調査結果を提出する場合】 土地の形質の変更の届出書の届出日	法第4条第1項・第2項		
	指定の申請書の提出日	法第14条第1項		
区域指定	調査契機が施行日前に発生した場合は見直し前の基準、施行日後に発生した場合は見直し後の基準に基づき、区域指定を行う。	法第6条 法第11条	—	—
汚染除去等計画の作成・措置の実施	調査契機が、施行日前に発生した場合は見直し前の基準、施行日後に発生した場合は見直し後の基準に基づき、汚染除去等計画の作成・措置を実施する。	法第7条	—	—
汚染土壌の搬出・処理	汚染土壌の搬出日	法第16条第1項	見直し前の基準	見直し後の基準
認定調査	搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書の提出日	法第16条第1項		
浄化確認調査	浄化確認調査実施日（調査結果が確定した日）	処理業省令第5条第22号		